

無戸籍の解消のための相談窓口

岐阜地方務局 戸籍課 ☎058-245-3181

法務局では、日本国民であるにもかかわらず戸籍に記載されていない方について、戸籍に記載されるための手続きをご案内しています。

事情があってお子さんの出生届を出していない、お子さんを別れた夫ではなく母親であるご自身の戸籍に記載したいなど、戸籍に記載されていない事情は人によってさまざまです。

どのような手続きをとることが最善なのか、あなたの事情をお伺いして戸籍担当職員と一緒に考えます。相談は無料、秘密は固く守られます。まずはお電話ください。

■受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

アイヌの方からのさまざまな相談をお受けします

(公財)人権教育啓発推進センター ☎03-5777-1802

アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています。日常生活でお困りのことはありませんか？嫌がらせ・差別・プライバシー侵害などのご相談もお受けします。

■相談専用電話(フリーダイヤル) 0120-771-208

■受付時間：月曜日～金曜日(祝日・12/29～1/3を除く) 午前9時～午後5時

■その他：相談無料 / 匿名可 / 秘密厳守

※本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の生活相談充実事業により実施するものです。

電話健康相談を行います

岐阜県保険医協会 ☎058-267-0711

岐阜県保険医協会は、電話での医療相談「電話健康相談」を1日のみ行います。日頃気になっているちょっとした疑問やお悩みごとがありましたらお電話ください。無料相談ですのでお気軽にどうぞ。

なお、歯科の相談はご遠慮ください。

■とき：11月27日(日) 午前10時～正午

■受付番号：058-267-0711



検察審査員に選ばれたらご協力を！

多治見検察審査会事務局 ☎0572-22-0842

「交通事故、詐欺などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれないことがどうにも納得できない！」

このような方のために、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを審査する機関として、検察審査会があります。検察審査員は、選挙権を持っているみなさんの中から、くじで選ばれることになっています。

あなたも、いつか検察審査員に選ばれることがあるかもしれません。そのときには、国民の代表としてこの仕事にぜひご協力をお願いします。

自賠償の期限切れにご注意ください！

国土交通省 中部運輸局 ☎058-279-3714

自賠償保険・共済なしでの自動車等の運行は法令違反です。自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付き自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられています。今一度のご確認をお願いします。

みんなで考えよう 職場のパワーハラスメント

岐阜労働局 ☎058-245-1550

「職場のパワーハラスメント」とは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為です。

職場のパワーハラスメントを無くしていくためには、企業・労働組合・労働者が協力し、それぞれの立場から予防・解決に向けて取り組むことが求められます。

厚生労働省のパワハラ対策に関する総合情報サイト「あかるい職場応援団」(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp>)では、パワハラ6類型、各社の取り組み事例や裁判例を紹介しています。同サイトでは、企業が取り組みを導入する際の手順をとりまとめた「パワーハラスメント対策導入マニュアル」、社内研修資料、職場に掲示するポスターやリーフレットなどがダウンロード可能ですのでご活用ください。

労働保険の手続きはお済みですか？

岐阜労働局 ☎058-245-8115

一人でも労働者を雇用する事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

■労災保険…労働者が業務や通勤に起因して、負傷・疾病・死亡した場合に、労働者本人や遺族に必要な給付を行います。(臨時・アルバイトも対象となります。)

■雇用保険…労働者が失業したときや教育訓練を受講したとき、在職中の60歳から65歳未満の方や育児休業・介護休業中の労働者で一定の賃金低下があった場合に、必要な給付を行います。

また、事業主に対しては、失業の予防・雇用の安定・労働者の福祉の増進を図っていただくための各種助成金制度があります。

パートタイム労働者も、一週間の所定労働時間が20時間以上で、かつ雇用見込みが31日以上である場合は雇用保険に加入しなければなりません。

加入手続きを行っていない事業主は、すぐをお願いします。

裁判員制度 まもなく名簿記載通知発送

岐阜労働局 ☎058-245-8115

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成29年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿登録されたことの通知をお送りします。この通知は、来年2月頃～平成30年2月頃までの間に裁判所にお越し頂き、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えするものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越し頂く必要はありません。裁判員制度にご理解・ご協力をお願いします。

不適正森林開発防止キャンペーン

可茂農林事務所林業課 ☎0574-25-3111

可茂農林事務所では、不適正な森林開発を防止するため「不適正森林開発防止キャンペーン」を実施します。森林内で不審な「木の伐採」、「新たな建築物や掘削」等を発見した場合は、ご連絡ください。

■期間：11月1日(火)～11月30日(水)